

第百一回 参議院環境特別委員会會議録第十二号

昭和五十九年七月十八日(水曜日)
午前十時六分開会

委員の異動

七月十四日

辞任

刈田 貞子君

補欠選任

高桑 栄松君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

穂山 篤君

山東 昭子君

原 文兵衛君

丸谷 金保君

飯田 忠雄君

委員

石本 茂君

堀木 又三君

河本嘉久蔵君

藤田 栄君

星 長治君

森下 泰君

矢野俊比古君

柳川 覺治君

吉川 博君

片山 甚市君

菅野 久光君

高桑 栄松君

近藤 忠孝君

中村 鋭一君

美濃部亮吉君

国務大臣
(環境庁長官)

上田 総君

政府委員

環境庁長官官房

加藤 陸美君

環境庁長官官房

大塩 敏樹君

審議官

佐竹 五六君

事務局側

常任委員会専門

桐澤 猛君

本日の会議に付した案件

○湖沼水質保全特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(穂山篤君) ただいまから環境特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
去る十四日、刈田貞子君が委員を辞任され、その補欠として高桑栄松君が選任されました。

○委員長(穂山篤君) 湖沼水質保全特別措置法案を議題といたします。

私から大臣に御質問をいたしたいと思ひます。
理事会の御了解を得まして、委員長から質問をするということになりましたので、その点御了承いただきたいと思います。

この湖沼法案第三十条の括弧書きの中の「経過措置に関する罰則」は、どのような種類の義務の違反に対し設けられることになるのか、改めてこの際明確にさせていただきたいというふうにお願ひいたします。

○国務大臣(上田総君) 御質問の点につきまして、政府委員から答弁をさせていただきますが、湖沼法案第三十条の規定の運用につきましては、本委員会の御審議において御指摘のあった点を十分踏まえまして、慎重に対処してまいりたいと存じます。

○政府委員(佐竹五六君) 湖沼法案の各条項の規定に基づく命令の制定または改廃に伴ひ必要となる経過措置の具体的内容を現時点において完全に予見することは困難であります。

しかしながら、本法第三十条の「経過措置に関する罰則」において可罰事項として得る義務違反は、本則に定めのある義務のうち、その違反に対し罰則が付されているものと同様の、またはその範囲内の義務違反に限られます。

このような観点から、本則、すなわち、湖沼法案並びに同法案第十四条及び第二十三条第六項の規定により適用されることとなる水質汚濁防止法において、その違反に対し罰則が付されている義務を列挙いたしますと、計画変更命令、改善命令等に従うべき義務、規制対象施設に係る届け出義務、報告聴取に應じまたは立入検査を受忍する義務、排水基準の遵守義務、特定施設の設定等に係る一定期間内の実施禁止義務、排出水の汚濁負荷量の測定結果の記録義務があります。

したがって、本法第三十条の「経過措置に関する罰則」において、以上に列挙した義務の範囲またはその限度を超える義務を設定してその違反を可罰事項とすることは、許されないものであります。

○委員長(穂山篤君) 以上をもちまして、本案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(穂山篤君) 御異議ないと認めます。

ただいま飯田君、近藤君及び丸谷君からそれぞれ委員長の手元に修正案が提出されております。修正案の内容はお手元に配付されております案文のとおりでございます。

この際、修正案三案を便宜一括して議題といたします。

提出者から各修正案の趣旨説明を聴取いたします。飯田君。

○飯田忠雄君 湖沼水質保全特別措置法案に対する修正案の提案理由を説明を申し上げます。

この法案第三十条は、経過措置に関する罰則を命令に委任しておりますが、このような表現では、経過措置一般について罰則規定を定めることを一括して命令に委任すること、すなわち、罰則の包括的委任に当たると思料されます。このように法律が命令に罰則の制定を包括委任する場合には、これにより定められた命令による罰則は、法律による罰則とはいえないものであります。このことは、最高裁判所の判例にもこの趣旨を明らかにしたものがあります。

したがって、法案第三十条中「及び経過措置に関する罰則」は、表現形式として適切ではありませんので、この部分を削除することを求めるものであります。

しかしながら、経過措置に対する罰則が必要な場合も予測されるところでありますので、法案第三十条に第二項を設け、罰則における犯罪構成要件及び刑罰の範囲を明確にして、その範囲内で命令において罰則を定め得るようにしたものであります。

以上が本修正案の提案理由及び骨子であります。何とぞ、慎重審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(穂山篤君) 次に、近藤君。
○近藤忠孝君 私は、日本共産党を代表して、湖沼水質保全特別措置法案に対する修正案の提案理由とその概要の説明を行います。

天然湖沼や人工貯水池は、水道原水や農業用水、さらには水産用水、工業用水などの供給源であるとともに、その美しい景観と自然はかけがえのない

国民の憩いの場となっており、その環境の保全は極めて重要な課題であります。

しかしながら、湖沼の環境は、戦後の自民党政府による高度経済成長政策などによって、大企業本位の水源開発や、湖沼周辺の無計画な市街化、さらには埋め立て、干拓などの乱開発が行なわれた結果、悪化の一途をたどっており、これ以上放置しておくことはできない状況になっております。

例えば、水質環境基準が設定されているCODで見ても達成率は約四割程度であり、今後基準達成のための要削減率は、琵琶湖の北湖で六〇％、南湖で七四％、霞ヶ浦で七二％、諏訪湖で六三％、印旛沼、手賀沼で八〇％など、相当大きな数字となっております。

淡水赤潮やアオコ、水道の臭気、窒素、リン等の環境基準の設定と総量規制を含む排水規制が極めて急務となっております。

これらの深刻な湖沼の環境に対して、政府原案は、水質汚濁防止法による現行対策より一定の改善にはなるものの、中央公害対策審議会の答申からは大幅な後退であり、不十分なものとなっております。

その主な点は、第一に、湖沼特定施設の設置の許可制が届け出制に後退していること、第二に、富栄養化防止対策についても、水濁法による排水規制を予定しているというものの湖沼法案の特別措置として明示されていないこと、第三に、湖水と一体のものとして保全されるべき湖沼周辺の自然環境の保全、土地利用の規制及び埋め立て、干拓、湖岸の人工化等の規制措置が欠如していること、さらには、下水道整備等、地方自治体が湖沼環境保全計画に基づいて講ずる諸対策に対して国の財政上の特別措置が全く担保されていないことなどであります。

日本共産党の修正案は、これらの不十分な点は、是正し、湖沼及びそれと生態学的に一体をなす自然環境の全体を保全しようとするものであり、以下その概要について御説明いたします。

第一は、法案の名称を湖沼水質保全特別措置法

案から湖沼環境保全特別措置法案に変わることとしております。

第二は、湖沼水質保全基本方針及び保全計画は、湖沼環境保全基本方針及び保全計画に変え、その策定に当たっては、環境の保全を最優先することとしております。

第三は、環境保全の具体策として、水質保全の面では、湖沼特定施設の設置は届け出制ではなく許可制とすること、総量規制に当たっては、削減目標も、現行水濁法の「人口及び産業の動向」等を勘案し、「実施可能な限度」とされているものを、「水質環境基準を確保する見地から許容される汚濁負荷量の総量」に改めること、総量規制を含む窒素、リンの排水規制など富栄養化対策の実施を明示することなどであります。

第四は、自然環境保全の面では、指定湖沼において湖沼水辺環境保全地区を設け、開発行為の規制を行うこと及び湖面の埋め立て、干拓等は原則として禁止することなどの実効ある対策を講ずることとしております。

第五は、下水道整備等、地方公共団体が湖沼環境保全計画に基づいて実施する事業に対して、国が補助の特例等特別の財政的措置をとることを明示しております。

なお、経過措置を定めた法第三十条の「経過措置に関する罰則」の政令委任については、対象行為の範囲が拡大された場合の可罰事項となる義務違反について、具体的に六項目の義務違反が特定され、その範囲または限度を超える義務を設定することは許されない旨の大臣発言があり、かつ、本法の罰則の限度を超える罰則を政令で規定することは憲法違反になるとの内閣法制局の見解が示されました。以上二つが明確になったことにより、いずれも憲法違反の疑いはなくなり、立法形式としても不当とは言えないので、「経過措置に関する罰則」の字句を削除しないことといたしました。

以上が日本共産党の修正案の概要であります。が、何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに可決されますようお願いいたします。

○委員長(橋山篤君) 丸谷君。

○丸谷金保君 私、日本社会党を代表して、湖沼水質保全特別措置法案に対する修正案の提案理由及びその内容について申し上げます。

湖沼は、水資源としてはもちろん、水産、交通、観光など極めて多角的に利用されている国民共有の財産であります。

しかし、この貴重な財産も、近代産業、国民の生活様式の変化等さまざまな要因から汚濁物質が蓄積し、魚や飲み水にも影響を与え、また周辺の自然環境の破壊がさらに水質汚濁に拍車をかけている状態であり、既存の対策にゆだねて放置すれば、近い将来死の海と化するのは火を見るよりも明らかであります。

しかるに、今回提案されている政府原案は、中公署の答申からは著しく後退し、湖沼浄化の基本的な部分はすべて水質汚濁防止法を初め、既存の法体系に依拠するところの多い極めて不十分なものであります。もともと、湖沼の水質保全は湖沼環境の保全を図り、周辺の自然環境と一体として対策を立てるべき必要があり、私どもは、水質保全のために環境保全がその前提であるという立場から、同法案を湖沼環境保全特別措置法案として、まず題名の変更を求め、さらに、環境をよくすることに必要とする水質を保全するという立場から、次のような提案を行うものであります。

第一に、指定地域における特定施設及びみなし特定施設の新増設については、都道府県知事の許可を受けるべきものとしております。また、この申請があった場合には関係市町村長のほか住民の意見も聞くこととしております。

第二に、都道府県は、指定湖沼の水質に影響を及ぼす湖沼周辺の自然環境を保全するため、条例で湖沼周辺自然環境保全地区制度を設け、その地区内における工作物の新築等の行為につき知事の許可を受けるべきものとするのであります。また、指定湖沼の埋め立て等の承認に当たっては、湖沼の重要な役割につき十分配慮すべきこととしております。

第三に、指定湖沼環境保全計画に定められた事業のうち、下水道整備事業その他一定の事業については、その経費に対する国の負担または補助の割合を引き上げることとしております。

以上、水質保全のためには環境保全が大前提であるという我が党修正案に対し、皆様の全面的な御賛同をお願いする次第であります。

以上であります。

○委員長(橋山篤君) ただいまの丸谷君提出の修正案は予算を伴うものでありますので、国会法第五十七条の三の規定により、内閣から本修正案に対する意見を聴取いたします。上田環境庁長官。

○国務大臣(上田稔君) 湖沼水質保全特別措置法案に対する修正案につきましては、政府としては反対でございます。

○委員長(橋山篤君) それでは、ただいまの修正案三案に対し、質疑のある方は順次御発言をお願いいたします。別に御発言もないようでありますので、直ちに討論に入ります。

討論は、原案及び修正案を一括して行います。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○丸谷金保君 私は、日本社会党を代表して、本日議題となりました政府原案並びに各修正案に対し、政府原案に反対、社会党修正案に賛成、公明党並びに共産党修正案に反対の立場から討論を行います。

湖沼法の目的とするところは、水質をよりよくして、国民生活全般にわたってこれが有効に作用するようにしていくところにあるのは論を待たないところであります。しかしながら、政府原案を見る限りなかなかそうはいかない。意図するところはわかりますが、結果はどうかということになります。行政というのは、意図がどんなによっても結果がよくならなければそれはだめだということになっております。したがって、中公署の答申よりもおびただしく後退するような今の政府の湖沼に対する態度では、到底結果をよくするということにはなかなかならない。反対の一番大きな

理由はこの点でございます。せめて中公審程度のことの提案をして、その姿勢を示していくということがなくてはならない。湖がきれいになることになりましょうか。

このままでは、例えば先日調査をいたしました霞ヶ浦のヘドロ対策にしても、赤潮の原因になっていることが明らかでありながら、従来の法体系に任せて建設省が今のよう形勢でしゅんせつを行っていくならば、これはなかなかそう簡単にその対策が完了するというふうなことになるまいだろうし、それらのヘドロの廃棄その他についても環境庁がもっと前向きにいわゆる行政推進が進められるような態度にならない、かように思うわけでございます。

結果がよくなければだめだということで、この機会に一つの例を申し上げます。

私が池田町長時代に町で肥育牛を飼っておりまして。百頭ずつの牛舎を二棟建てました。つまり二百頭です。そして、まだ現在問題になっているような湖沼のような汚染が進んでいない十勝川でも、サケが上がる川ですから、できるだけきれいにしていく必要があるという観点から、スロット方式ということで、このし尿は全部すのこのような床から下におろして、それをパイプで別な地下タンクで発酵させて、完全に一年熟成させてから畑に還元するという方式をとりました。これを下水道に入るとどういうことになるか。牛一頭は窒素や燐の量が人間の四十倍と言われておりますから、八千人分です。そういう工夫をして、川に投げないで十分に完熟させるということは、いわゆる現在の活性汚泥法とやや同じような形で土に還元できます。八千人分のし尿を処理するのの何千分の一の経費でそれが可能なのです。

しかし、北海道と霞ヶ浦とは同時に比較になりませんが、霞ヶ浦についても畜産の排水が非常に多いとございます。琵琶湖に比べると十倍近いものがあるのではないかと。そのようにそれぞれ地域の形態で対応の仕方が湖沼の場合でも変わってこなければなりません。それをいわゆる今の

ような状態で一律にやっていく。

私は、本来私が提案いたしております法案のように、できるだけ住民の意見を聞くというふうな道を開いてそれぞれの地域に合った対策を立てること、こういう道を開かなければならないのに、政府原案は知事、市町村長の意見を聞くというだけで、湖沼の地域社会の中で生活している住民の直接参加の道を閉ざしております。市町村長が住民を代表するといつても、それは理屈であって、やはり本当に結果として湖沼をきれいにしていくという場合にはそういう意図だけではやはりだめだ。こういう点も政府案に対して私が反対をする理由の大きなところでございます。

さらに、三番目には財政措置です。

相模湖の例を見てもわかるように、あの水を利用する神奈川県と、汚水を湖に流さざるを得ない山梨県との間で別々な流域下水道が進んでおります。しかし、これを今のような状態の中で、湖をきれいにするのは流域下水道を進めるといふような繰り返しの御答弁の中からは、私は百年河清を待つようなことになるのではないかと。利益を享受しない地方自治体に対して、利益を享受する他の地方自治体のために努力をしてくれというのであれば、これはやはり財源措置の上乗せを考えないでその地域の事業の促進を図れという方が無理です。私どもは、流域下水道に対して、さらにまたその他のそれぞれ法案上依拠する関係法令に対して、その事業の補助率の特例を設けなければ、百年河清を待つに等しいことになりかねない、こういう点から政府案にはくみすることができない、こういうことでございます。

それからまた、結果がよくなければ、行政としてはどんな建前上の法律をつくっても、法律をつくったというところが免罪符にならない。このことをひとつ政府に対して強くこの機会に申し上げておきたい。湖沼法をつくったから、湖沼がきれいにならなくても仕方がないというふうな免罪符にこの湖沼法をしてもらっては困る。このように強く私は反対の立場から申し上げておく次第でございます。

います。

第一、提案理由の中でも申し上げましたように、環境を考えた水それ自体をきれいにするという発想が、明らかに中公審の考え方を大きく逸脱しておるばかりでなく、本当に湖沼をきれいにするという積極的な意図があるのだろうかとかえ疑問を起します。例えば酸性雨の問題があります。これに対する参考人の答弁でも、これは広域で規制していかなければ湖に降る雨の問題の解決はできない。このこと一つとってみても、関係する環境保全を考えた水質というものはやはり問題がある、かように存する次第でございます。

その他、流域下水道に重点を置いていいか、あるいはまたもつと地方分権を進めるような姿勢が必要だとか、いろいろございしますが、以上申し上げましたようなこと。

さらにまた、公明党案に對しましては、大変貴重な御指摘を本委員会においてなされ、そしてそれに基づいた提案であることには敬意を表しますが、審議の過程並びにたまたまの環境庁の最後の御答弁において、私が要求しておりました具体的な事項を出せということに対する答弁を得ておりますので、この段階で、立法手続上の問題としては今後政府においてかかる提案は十分注意をしなければならぬことと存じますが、直ちに公明党案に賛成するというに至らない次第でございます。

また、共産党提案の修正案につきましても、御提案の趣旨及びその内容について私どもと同じような観点には立っておりますけれども、今の段階で、私どもはベストであるよりベターという立場から中公審答申を中心としたしており、いささか観点が違うので、そういう面において賛成をいたしかねる次第でございます。

以上、社会民主党に対して賛成、政府原案並びに公明、共産両修正案に対して反対の立場を申し上げます。討論を終ります。

○山東昭子君 私は、自由民主党・自由国民会議を代表いたしまして、ただいま議題になっており

ます湖沼水質保全特別措置法案について、丸谷、飯田、近藤各委員提出の修正案三案に反対し、原案に賛成の意を表するものであります。

湖沼においては、水質環境基準の達成率が低いなど、水質の汚濁が著しく、このような状況は一刻もゆるがせにできないものと考えます。水質環境基準の確保が重要な湖沼につきましては、関係地方公共団体と国との緊密な協力のもとに、各般の水質保全施策を総合的かつ計画的に推進することが何よりも重要でございます。

このような観点から、湖沼水質保全特別措置法案に定める特別の措置を一日も早く講ずることこそが、湖沼の水質保全を図るために肝要であると確信するものであります。

なお、本法案第三十条の規定につきましては、先例等に照らしても特に問題を生ずるものではないと考えますが、政府におかれては、本委員会での審議も踏まえて慎重に対処されるよう要請いたします。原案に賛成の討論といたします。

○飯田忠雄君 私は、公明党・国民会議を代表いたしまして、湖沼水質保全特別措置法案につき、法案第三十条の中の括弧内の後半の部分について修正、その部分を除く部分についての法案については賛成の討論をいたします。

まず、法案第三十条は、括弧内後半の部分、すなわち「及び経過措置に関する罰則」を命令に委任しておりますが、ここに言う経過措置は、将来実施することと必要とする経過措置一般を指すことは明らかであります。罰則という表現では、罰則がいかなる内容を持つものであるかが明らかでありません。したがって、原案では命令に対する罰則の包括委任になるものであります。このような法律による命令への罰則の包括委任は、憲法に違反するおそれがあります。

この種の法律による命令への罰則委任につきましては、漁業法第六十五条の例が示すように、命令に規定し得る事項を明文をもって掲げ、かつ罰則に規定し得る罰の範囲を明記してするのが罪刑法定主義に合致した方法であります。このほか、

このような合憲的な立法形式は自治法においてもその他の法律においても過去において数多く存在するのであります。

政府原案は命令に罰則を包括委任するものと言わざるを得ませんが、このような包括委任が憲法に違反するものであることは、最高裁判所の判例にも指摘されているところでございます。

政府が修正案に反対の意思表示をたゞいまなされました。合憲的な方法をとらないで、違憲と思われる方法をとって立法されるその政府の胸中が私にはわからないのであります。罪刑法定主義を空洞化する意図があるのではないか、かように疑わざるを得ないのであります。

委員長の質問に對しまして、罪刑法定主義を守るとの御答弁がございました。しかし、その御答弁があるのに、政府のこの法案の意図を正しく書き改めようとしておる公明党・国民会議の修正案になぜ反対されるのか、その真意が了解しがたいのでございます。

公明党・国民会議が提出いたしました修正案は、決して政府原案を排除するものではございません。政府原案の中にあります「経過措置に関する罰則」という表現形式では、たゞいま政府で御答弁になりました、罪刑法定主義を守っていくのだという、そういう趣旨があらわれないのであります。むしろ、罪刑法定主義を否定することになるから憲法違反になるよという、そういう過去における裁判事例から見まして極めて疑わしいことであると云わざるを得ないのであります。

公明党・国民会議が提出しました、この「経過措置に関する罰則」を削って、第二項で、漁業法その他の合憲的な事例が示します方法に倣って修正案をつくりました。それは明らかに、政府原案が意図しておる、意図しておりながら表現し切れなかった内容を正確に表現したものであります。それに何ゆゑ政府は反対の御態度をとられるのか、まことに遺憾なことでありますが、私には了解できません。

また、たゞいま自由民主党の方からも修正案に

は反対だ、こういう御意見がございました。いろいろ御検討願えれば、公明党・国民会議の修正案が決して政府が意図されておるところに反するものでない、むしろ正確に表現したものであるということがわかつていただけたらと思うものであります。

ところで、それはそうといたしまして、公明党・国民会議は、湖沼水質保全についての法律が一日も早く成立し、湖沼の水質の悪化を防止いたしまして、さらにはそれが浄化できるような方法が講ぜられることを衷心から念願してきたところであります。政府原案が、各方面の要求の妥協の線によつて作成されたものであるために必ずしも万全の理想案とはなり得なかつたということはあると思ひます。この点についての各方面の御批判はあ

ると思ひます。

また、たゞいま御提案になりました社会党案、共産党案でございます。政府原案に対する不十分な点の御批判でございます。

公明党・国民会議では、社会党案につきましては昨日あらかじめこれを見る機会を得ました。早速検討をいたしました。社会党が、この審議の過程において憲法問題を極めて重視されまして、その提出されておりました法律案をやめて修正案に切りかえられたその勇氣ある御態度と、それから社会党の非常に高い護憲精神に對しては極めて高く敬意を表する次第でございます。しかしながら、私どもにこの案をお見せくださいますと今日までの時間が余りにも少ないので、これを検討し、党の機関に諮る余裕がございません。したがって、社会党案に對して賛成の意見を表明することができないのが残念でございます。

共産党案につきましても同様でございます。修正案について御努力なさいました点、それに対して報い得ない点は何とぞ御了承いただきたいと思ふものであります。

ところで、今日私どもがこの各党の修正案に對して日にちをかけて検討をすることをいたさないで反対をせざるを得ないその理由は、現在の今日

のこの段階で急務とされており、湖沼の水質保全の問題であります。一日放置すればそれだけ大変困った状態になるというところはわかり切ったところでございまして、公明党・国民会議が以前から強くこの点を主張して法案の成立を希望してきたところでありまして、そういう立場から、この法案を不成立に導くようなことは今日の客観状況からいまして正しなこととは思われぬ、このように判断をするものであります。

法案の第三十条の立法形式が、この種の合憲的な立法形式に違背したものでありますために政府案の意図が正しく表現されていないのはまことに遺憾なこととございしますが、政府及び自民党が、正しい立法形式をもつて基本的人権の保障をすべき立法理論に目を閉じられて、あしき違法な前例が存在することを金科玉条とされてこれに固執される上からは、もはや公明党・国民会議の力では何ともなしたいところであります。よつて、私どもは、憲法の条項自体によつて、法理論により解決する以外に方法はないと思ひいたしておるものでございます。政府原案第三十条に含まれる憲法違反部分は、当然に当初から憲法九十八条第一項により効力を有しないものであります。したがって、その違憲部分は法律上存在し得ないものと断定せざるを得ないのであります。公明党・国民会議はかかる認識に立つものでございます。

以上のごとき法的認識に立ちまして、公明党・国民会議は、その修正案が可決されれば問題はありませんが、否決されたといつたとしても、政府案第三十条括弧内後段の憲法違反の疑いのある部分は憲法により無効とされているもので、その内容は存在しないものだ、このように理解をいたしまして、大所高所から立つて政府案に賛成する所存でございます。湖沼の水質保全の特別措置は目下の急務であると判断し、角を矯めんと欲して牛を殺すの愚を避けたいからでございます。

これをもち、公明党・国民会議を代表しての私の討論をいたします。

○近藤忠孝君 私は、日本共産党を代表して、我が党提出の修正案及び社会党提出の修正案並びに修正部分を除いた政府原案に對し賛成、公明党提出の修正案に反対の討論を行います。

政府原案は、水質汚濁防止法等による現行対策より改善にはなっており、一定の評価はできるものであります。しかし、中央公害対策審議会の答申からは大幅な後退であり、不十分なものとなっております。

日本共産党の修正案は、これらの不十分な点を正し、湖沼及びそれと生態学的に一体をなす自然環境の全体を保全しようとするものであり、湖沼環境保全基本方針及び保全計画策定に当たっては、環境の保全を最優先すること、総量規制に当たつての総量削減目標を、現行水濁法の「人口及び産業の動向」等を勘案し、「実施可能な限度」とされておるものを、「水質環境基準を確保すること、総量規制を含む窒素、磷の排水規制など富栄養化対策の実施を明示すること、湖沼の埋め立て、干拓は原則として禁止することなどの実効ある対策を講ずることとしたものであります。

なお、公明党提出の経過措置を定めた法第三十条の「経過措置に関する罰則」削除についてであります。本委員会の審議を通じて、政令の変更によつて対象行為の範囲が拡大された場合の可罰事項となる義務違反について、具体的に六項目の義務違反が特定され、かつ本法の罰則の限度を超える罰則を政令で規定することはできないことが明らかになりました。したがって、その削除の必要はないと思ひいたします。

以上、我が党提出の修正案及び政府原案並びに原案よりも湖沼保全を徹底させた社会党案に賛成、公明党提出の修正案に反対の討論をいたします。

○中村鋭一君 民社党・国民連合を代表いたします。政府原案に賛成、社会党・公明党、共産党の修正案に反対の立場から討論をさせていただきます。

社会党案の「環境」という法律案の名称、また共産党が、今伺いましたところ「環境保全」という言葉をお入れになった点において敬意を表します。さらにまた、共産党案は、指摘されました主点の第四項目に、原則として湖沼周辺の干拓、埋立てを禁止する、こういつた点につきましても敬意を表しますけれども、いずれにしても湖沼の水質を保全する、焦眉の急でございますので、政府原案に賛成の立場を我々としてはとらざるを得ないということをおきたいと思ひます。

湖沼の水質の汚濁は大変ひどい。かつ、その原因として工場、事業場のみならず生活系排水あるいは畜産業等々多岐にわたっておりますので、特定の発生源に対してのみ厳しい対策を求めるというのではなく、さまざまな発生源について均衡のとれた対策を総合的に講じていくことなど、湖沼の水質保全にとってこれが最も重要なことであると思ひいたします。

また、法案第三十条の経過措置につきましては、この法案がさまざまな種類の施設を対象とし、きめ細かな規制措置を行うものであることからすれば、この法律に基づき命令を制定、改廃する際には、合理的に必要と判断される範囲内において所要の経過措置を定めることも認められてしかるべきものであると考えます。

最後に、湖沼の水質保全にとりましてとりわけ重要なものは、生活系排水対策であり、下水道整備を初めとする事業の推進であります。政府におかれましては、湖沼地域におけるこれら事業の促進につき、最善の援助努力を傾けていただくよう要請いたしまして、原案に賛成の討論といたします。

○委員長(橋山篤君) 以上で、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(橋山篤君) 御異議ないと認めます。それでは、これより湖沼水質保全特別措置法案について採決に入ります。

まず、飯田君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(橋山篤君) 少数と認めます。よって、飯田君提出の修正案は否決されました。

次に、近藤君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(橋山篤君) 少数と認めます。よって、近藤君提出の修正案は否決されました。

次に、丸谷君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(橋山篤君) 少数と認めます。よって、丸谷君提出の修正案は否決されました。

それでは、湖沼水質保全特別措置法案について採決いたします。

本法案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(橋山篤君) 多数と認めます。よって、本法案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、山東君から発言を求められておりますので、これを許します。山東君。

○山東昭子君 私は、ただいま可決されました湖沼水質保全特別措置法案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合及び参議院の会の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

湖沼水質保全特別措置法案に対する附帯決議(案)

近年、湖沼の環境基準は過半の水域で達成されておらず、富栄養化の進行、利水機能の障害、周辺の自然環境の喪失など危機的状況にたっている。

政府は、湖沼のかかる危機を深く認識し、本法の施行に当たって左の事項につき適切な措置を講ずべきである。

一、湖沼の水質及びその周辺の自然環境を一体として保全するため、現行関係法令等の諸制度を積極的に活用するとともに、所要の施策の充実強化に努めること。

二、湖沼水質保全計画に基づく事業を円滑に実施できるよう、指定地域に対する予算の重点的配分等の財政的援助を行うとともに、汚濁防止対策を行う中小企業等事業者に対する助成措置を講ずること。

三、閉鎖性水域における水質汚濁原因の解明に資するため、湖沼の生態系の把握、淡水赤潮の発生機構の解明等の総合的な調査研究を進めること。

四、本法第三十条により命令で経過措置に関する罰則を定めるに際しては、本委員会での罰則に関する審議の経緯を十分尊重し、慎重に対処すること。

五、湖沼周辺地域の都市計画及び埋立・干拓については、乱開発を防止し、自然環境及び景観との調和に留意した計画を策定し、実施すること。

以上でございます。

○委員長(橋山篤君) ただいま山東君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(橋山篤君) 全会一致と認めます。よって、山東君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、上田環境庁長官から発言を求められておりますので、この際、これを許します。上田環境庁長官。

○国務大臣(上田健君) 本法案の御審議をお願いいたしましたから、本委員会におかれましては、熱心な御討議をいただきまして、ただいま議決されましたことを深く感謝申し上げます。

附帯決議につきましては、今後その趣旨を尊重いたしまして、善処してまいりたいと存じます。

ここに、本法案の審議を終るに際しまして、委員長を始め委員各位に対し深く感謝の意を表する次第でございます。

○委員長(橋山篤君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(橋山篤君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時一分散会

〔参照〕

湖沼水質保全特別措置法案に対する修正案(飯田忠雄君提出)

湖沼水質保全特別措置法案の一部を次のように修正する。

第三十条中「及び経過措置に関する罰則」を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定に基づく命令には、その命令に違反した者を十万円以下の罰金又は科料に処する旨の規定及び法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関してその命令の違反行為をしたときはその行為者を罰するほかその法人又は人に対して各本条の罰金又は科料を科する旨の規定並びにその命令に違反した者を十万円以下の過料に処する旨の規定を設けることができる。

湖沼水質保全特別措置法案に対する修正案(近藤忠孝君提出)

湖沼水質保全特別措置法案の一部を次のように修正する。

題名を次のように改める。

湖沼環境保全特別措置法

目次中「水質の保全」を「に係る湖沼の環境保全」に、「第二十五条」を「第二十七条」に、「第二十六条」第三十二条を「第二十八条」第三十四条に、「第三十三条」第三十八条を「第三十五条」第四十条に改める。

本則(第二條第一項、第七條第一項、第十四條、第二十三條第六項、第二十五條及び第二十六條を除く。中「湖沼の水質の保全」を「湖沼の環境保全」に、「湖沼水質保全基本方針」を「湖沼環境保全基本方針」に、「湖沼水質保全計画」を「湖沼環境保全計画」に、「指定湖沼の水質の保全」を「指定湖沼に係る湖沼の環境保全」に、「湖沼水質保全特別措置法」を「湖沼環境保全特別措置法」に改める。

第一條中「水質の汚濁に係る環境基準の確保」を「湖沼の環境保全に関する施策を講ずること」に、「水質の保全」を「湖沼の環境保全」に、「及び汚水」を「汚水」に、「を行行」を「湖沼水辺環境保全地区における開発規制」に改める。

第二條第一項中「湖沼の水質の保全」を「湖沼の環境保全(湖沼の水質及びこれに影響を及ぼす湖沼の周辺の自然環境を一体として保全することを含む。以下同じ。)」に、「湖沼水質保全基本方針」を「湖沼環境保全基本方針」に改め、同条第三項中「湖沼の有する治水、利水、水産その他の公益的機能に十分配慮しつつ、湖沼の特性及び汚濁原因に応じた均衡ある水質保全対策」を「湖沼の環境保全を最優先とする湖沼環境保全対策」に改める。

第三條第一項中「内閣総理大臣」を「環境庁長官」に、「第二十三條第一項」を「第二十四條第一項及び第二項」に、「推移等」を「推移、周辺の自然環境の悪化の状況等」に、「水質の保全」を「湖沼の環境保全」に、「指定すること」を「指定するものとする」に改め、同条第二項及び第三項中「内閣総理大臣」を「環境庁長官」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「内閣総理大臣」を「環境庁長官」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第三項から前項まで」を「前三項」

に改め、同項を同条第六項とする。

第四條第四項中「内閣総理大臣の同意を得なければ」を「環境庁長官の承認を受けなければ」に改め、同条第五項中「内閣総理大臣」を「環境庁長官」に、「同意」を「承認」に、「公害対策会議の議を経なければ」を「関係行政機関の長に協議しなければ」に改める。

第七條から第十二條までを次のように改める。

(湖沼特定施設の設置の許可)

第七條 指定地域において工場又は事業場から公共用水域(水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二條第一項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。)に水を排出する者は、同条第二項に規定する特定施設(第十四條の規定により当該特定施設となる施設及び第十五條の規定により当該特定施設とみなされる施設を含む。第十六條第一項、第二十五條及び第三十四條において同じ。)で政令で定める施設以外のもの(以下「湖沼特定施設」という。)を設置しようとするときは、総理府令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 工場又は事業場の名称及び所在地

三 湖沼特定施設の種類

四 湖沼特定施設の構造

五 湖沼特定施設の使用の方法

六 湖沼特定施設から排出される汚水又は廃液(以下「汚水等」という。)の処理の方法

七 排出水(湖沼特定施設を設置する工場又は事業場から公共用水域に排出される水をいう。以下同じ。)の量(排水系統別の量を含む。)

八 排出水の汚染状態(排水系統別の汚染状態を含む。)

その他総理府令で定める事項

3 前項の申請書には、当該湖沼特定施設を設置することが湖沼の環境保全に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を添付しなければならない。

4 都道府県知事は、第一項の許可の申請があつた場合には、遅滞なく、その概要を告示するとともに、前項の書面をその告示の日から三週間関係市町村(他の都府県の区域内の市町村を含む。次項及び第六項において同じ。)の住民の縦覧に供しなければならない。

5 関係市町村の住民は、都道府県知事に対し、第一項の申請に関し意見を述べることができ

6 都道府県知事は、第一項の許可をしようとするときは、当該湖沼特定施設に係る湖沼の環境保全について、関係都府県知事及び関係市町村の長の意見を聴くとともに、総理府令で定める湖沼特定施設の設置の場合にあつては、関係市町村の住民を対象として説明会及び公聴会を開かなければならない。

7 第三項の事前評価並びに前項の説明会及び公聴会に關し必要な事項は、総理府令で定める。

(湖沼特定施設の設置の許可の基準)

第八條 都道府県知事は、前条第一項の申請に係る湖沼特定施設が次の各号のいずれかに該当するものであると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 廃棄物の処理を目的とする工場又は事業場に係るものであること。

二 当該湖沼特定施設からの汚水等の排出が湖沼の環境保全を図る上において著しい支障を生じさせるおそれがないものであること。

2 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請に係る湖沼特定施設が前項第一号に該当する場合において、同条第一項の許可については、当該湖沼特定施設を設置することが湖沼の環境保全に及ぼす影響について十分配慮しなければならない。

(湖沼特定施設に係る経過措置)

第九條 一の施設が湖沼特定施設となつた際現に指定地域においてその施設を設置している者(設置の工事をしていない者を含む。以下この項において同じ。)又は一の地域が指定地域となつた際現にその地域において湖沼特定施設を設置している者であつて、排出水を排出するものは、当該施設について第七條第一項の許可を受けたものとみなす。

2 前項の規定により第七條第一項の許可を受けたものとみなされた者は、当該施設が湖沼特定施設となつた日又は当該地域が指定地域となつた日から三十日以内に、総理府令で定めるところにより、同条第二項各号に掲げる事項(水質汚濁防止法の規定による届出その他の総理府令で定める設置に係る手続をした者にあつては、当該手続に係る事項を除く。)を都道府県知事に届け出なければならない。

(湖沼特定施設の構造及び氏名等の変更)

第十條 第七條第一項の許可を受けた者は、その許可に係る同条第二項第四号から第七号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、総理府令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、総理府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、総理府令で定める事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

3 第七條第三項から第六項まで及び第八條の規定は、第一項の許可の申請があつた場合に準用する。

4 第七條第一項の許可を受けた者は、第一項ただし書の総理府令で定める軽微な変更をしたときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

5 第七條第一項の許可を受けた者は、その許可に係る同条第二項第一号、第二号若しくは第八号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその許可に係る湖沼特定施設の使用を廃止したとき

は、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(湖沼特定施設に係る地位の承継)

第十一条 第七條第一項の許可を受けた者からその許可に係る湖沼特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該湖沼特定施設に係る当該許可を受けた者の地位を承継する。

2 第七條第一項の許可を受けた者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

3 前二項の規定により第七條第一項の許可を受けた者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(違反に対する措置命令)

第十二条 都道府県知事は、第七條第一項の規定に違反して湖沼特定施設を設置した者又は第十条第一項の規定に違反して同項に規定する事項を変更した者に対して、当該湖沼特定施設の除却、操業の停止その他当該違反を是正するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

第十三条中「第十条」を「第十二条」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

水質汚濁防止法第五条から第十条まで、第十条第一項から第三項まで及び第二十三条第三項から第五項まで(同法第五条、第七條、第八条、第八条の二、第十条及び第十一条に係る部分に限る。)並びに海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第三十六号)第三十七條第一項の規定は、指定地域において湖沼特定施設を設置する工場又は事業場から排水を排出する者に係る当該湖沼特定施設については、適用しない。

第二十五条を削り、第三章中第二十四条を第二十五条とする。

第二十三条第一項中「第七條第一項の政令で定

める項目のうち」を「同法第二條第二項第二号に規定する項目のうち指定湖沼ごとに」に改め、同

条第二項中「水質汚濁防止法第四条の二第二項後段の例に準じて」を「当該総量削減指定湖沼に流入する水の汚濁負荷量の総量が水質環境基準を確保する見地から許容される汚濁負荷量の総量となるように削減目標量を」に改め、同条第六項中

「第十四条」の下に「及び第十五条」を、「第四条の三の規定」の下に「並びに第十三條第一項に規定する規定」を加え、「湖沼水質保全特別措置法第二十三条第一項」を「湖沼環境保全特別措置法第二十四条第一項」に改め、「同法第二條第三項中「特定施設」とあるのは「特定施設(湖沼水質保全特別措置法第十四条の規定により特定施設とみなされる施設を含む。以下同じ。)」と、同法第六條第二項中「第四条の二第二項の地域を定める政令の施行の際」とあるのは「一の地域が湖沼水質保全特別措置法第二十三条第一項に規定する総量削減指定地域となつた際」と、当該政令の施行の日」とあるのは「当該地域が総量削減指定地域となつた日」とを削り、「湖沼水質保全特別措置法第十四条の施設を定める政令」を「湖沼環境保全特別措置法第十五条の施設を定める政令、同法第二十四条第一項の総量削減指定湖沼を定める政令」に改め、同条を第二十四条とする。

第二十二條後段を次のように改め、同条を第二十三條とする。

この場合において、第二十一條第三項中「第十六條第一項の規定による届出」とあるのは「第七條第一項の規定による許可」と、「第十八條第一項の規定による届出」とあるのは「第十条第一項の規定による許可」と読み替へるものとする。

第二十一條を第二十二條とする。

第二十条第三項中「第十五條第一項の」を「第十六條第一項の」に、「第十五條第一項第四号」を「第十六條第一項第四号」に、「第十七條第一項」を「第十八條第一項」に改め、同条を第二十一條とする。

第十九條第二項を次のように改め、同条を第二

十條とする。

2 都道府県知事は、前項の基準を定めるときは、公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも同様とする。

第十八條の見出しを「(指定施設に係る地位の承継)」に改め、同条第一項中「第十五條第一項又は第十六條第一項」を「第十六條第一項又は第十七條第一項」に改め、同条第三項中「第十五條第二項」を「第十六條第二項」に改め、同条を第十九條とする。

第十七條第一項中「第十五條第一項又は」を「第十六條第一項又は」に、「第十五條第二項」を「第十六條第二項」に改め、同条第二項中「第十五條第一項第四号」を「第十六條第一項第四号」に改め、同条第二項中「第十六條第一項第一号」を「第十五條第一項第一号」に改め、同条第三項中「第十五條第一項ただし書」を「第十六條第一項ただし書」に改め、同条を第十八條とする。

第十六條第二項又は」に、「第十五條第二項」を「第十六條第二項」に改め、同条第二項中「第十五條第一項第四号」を「第十六條第一項第四号」に改め、同条第二項中「第十六條第一項第一号」を「第十五條第一項第一号」に改め、同条第三項中「第十五條第一項ただし書」を「第十六條第一項ただし書」に改め、同条を第十八條とする。

第十六條の見出しを「(指定施設に係る経過措置)」に改め、同条を第十七條とする。

第十五條第一項中「項目」の下に「第十四條の規定により同号に規定する項目とみなされる項目を含む。以下同じ。」を、「同法第三條第一項」の下に「第十四條の規定により読み替へて適用される場合を含む。第二十四條第一項において同じ。」を加え、同条を第十六條とする。

第十四條中「汚水又は廃液」を「汚水等」に改め、「同法の規定」の下に「(前條の規定により適用される同法の規定を含む。第十三條第一項に規定する規定を除く。)」を加え、「第六條第一項及び」を削り、「湖沼水質保全特別措置法第三條第二項」を「湖沼環境保全特別措置法第三條第二項」に改め、「同項中」を削り、「湖沼水質保全特別措置法第十四條」を「湖沼環境保全特別措置法第十五條」に改め、同条を第十五條とし、第十三條の次に次の一條を加える。

(富栄養化に係る排水の排水の規制等)

第十四條 指定地域においては、燃含有量、窒素

含有量その他の水の富栄養化に係る汚染状態を示す項目として政令で定める項目(水質汚濁防止法第二條第二項第二号に規定する項目を除く。)について、これを同号に規定する項目とみなし、同法の規定(同法第三條第三項から第五項まで及び第四條の規定並びに第十三條第一項に規定する規定を除く。)を適用する。この場合において、当該政令で定める項目に係る同法第三條第一項の規定の適用については、同項中「総理府令で定める」とあるのは、「指定湖沼ごとに、湖沼環境保全計画に基づき、総理府令で定めるところにより、都道府県知事が定めるものとす

のとする」。

第三十八條中「第十七條第二項又は第十八條第二項」を「第十八條第四項若しくは第五項、第十一條第三項、第十八條第二項又は第十九條第二項」に改め、同条を第四十條とする。

第三十七條中「第三十三條」を「第三十五條」に改め、同条を第三十九條とする。

第三十六條第一号中「第十六條第一項」を「第九條第二項又は第十七條第一項」に改め、同条第二号中「第二十一條第一項(第二十二條)」を「第二十二條第一項(第二十三條)」に改め、同条を第三十八條とする。

第三十五條中「第十五條第一項又は第十七條第一項」を「第十六條第一項又は第十八條第一項」に改め、同条を第三十七條とする。

第三十四條中「第二十條第二項(第二十二條)」を「第二十一條第二項(第二十三條)」に改め、同条を第三十六條とし、同条の前に次の一條を加える。

第三十五條 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第七條第一項又は第十條第一項の規定に違反した者

二 第十二條の規定による命令に違反した者

第三十三條を削る。

第三十二條中「第二十二條」を「第二十三條」

に改め、第四章中同条を第三十四条とする。

第三十一条第一項中「同条第七項」を「同条第六項」に改め、「第七條第一項」を削り、「第十九條第一項（第二十二條）を「第二十条第一項（第二十三條）」に、「第二十三條第一項」を「第二十四条第一項」に改め、同条を第三十三條とし、第二十八條から第三十條までを二条ずつ繰り下げる。第二十七條に見出しとして「資金のあつせん等」を付し、同条第一項中「水質の汚濁の防止」を「に係る湖沼の環境保全」に改め、同条を第二十九條とし、同条の前に次の一条を加える。

（国の負担又は補助の特例）

第二十八條 国は、地方公共団体が湖沼環境保全計画に基づいて実施する事業に必要な経費については、別に法律で定めるところにより、負担し、又は補助するものとする。

第二十六條の前の見出し及び同条を削る。

第三章に次の二条を加える。

（湖沼水辺環境保全地区）

第二十六條 都道府県は、指定湖沼に係る湖沼の環境保全を図るため、条例で定めるところにより、指定地域のうち、指定湖沼の湖岸及びその周辺の土地で樹林地、草地、湿地その他自然的環境が維持されているものの区域を湖沼水辺環境保全地区として指定するものとする。

2 湖沼水辺環境保全地区内において土地の形質の変更、工作物の新築、木竹の伐採、鉱物の掘採、土石の採取その他の行為をしようとする者は、都道府県が条例で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

（埋立て等の規制）

第二十七條 都道府県知事は、指定湖沼における埋立て又は干拓については、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の免許又は同法第四十二条第一項の承認をしてはならない。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。

一 埋立地又は干拓地の用途が公園、緑地その他の公共性を有する施設の用地である場合又

は公害防除のための施設の用地である場合
二 指定湖沼に係る湖沼の環境保全上著しい支障を及ぼさないと認められる埋立て又は干拓である場合

附則第一項の前の見出しを「（施行期日）」に改め、附則第二項を削り、附則第三項を附則第二項とし、附則第四項中「湖沼水質保全特別措置法」を「湖沼環境保全特別措置法」に改め、同項を附則第三項とする。

湖沼水質保全特別措置法案に対する修正案
（丸谷金保君提出）

湖沼水質保全特別措置法案の一部を次のように修正する。

題名を次のように改める。

湖沼環境保全特別措置法

目次中「水質」を「湖沼環境」に、「第二十五條」を「第二十七條」に、「第二十六條」を「第三十二條」に、「第二十八條」を「第三十八條」に、「第三十三條」を「第三十八條」に、「第三十九條」を「第四十四條」に改める。

本則（第一条、第二条第一項から第三項まで、第四条第三項、第七条第一項、第十四條、第二十三條第六項及び第二十五條を除く。）中「湖沼水質保全基本方針」を「湖沼環境保全基本方針」に、「指定湖沼の水質の保全」を「指定湖沼の湖沼環境の保全」に、「湖沼水質保全計画」を「指定湖沼環境保全計画」に、「湖沼の水質の保全」を「湖沼環境の保全」に、「湖沼水質保全特別措置法」を「湖沼環境保全特別措置法」に改める。

第一条を次のように改める。

（目的）

第一条 この法律は、湖沼環境の保全上有効な施策の実施を推進するための湖沼環境保全基本方針を定めるとともに、湖沼環境の保全に関する施策を講ずることが緊要な湖沼についてその実施すべき施策に関する計画の策定、湖沼特定施設及び指定施設の設置の規制、湖沼周辺環境保全地区の指定等の特別の措置を講ずることによ

り、湖沼環境の保全を図り、もつて国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

第二条第一項及び第二項を次のように改める。

政府は、湖沼が水資源及び水産の場としての機能その他人間生活にとつて多様な機能を営む重要な水域として国民の健康で文化的な生活環境の確保に重要な役割を果たしていることにかんがみ、現在及び将来の国民がその恵沢を享受することができるよう、湖沼環境の保全（湖沼の水質及びこれに影響を及ぼす湖沼の周辺の自然環境を一体として保全することを含む。以下「湖沼環境保全基本方針」という。）を定めなければならない。

2 湖沼環境保全基本方針には、次の事項を定めるものとする。

一 湖沼環境の保全に関する基本構想
二 指定湖沼及び指定地域の指定に関する基本的な事項
三 湖沼環境の保全のため講ずべき施策に関する基本的な事項
四 他の法律に基づく関連諸制度との調整の指針

五 その他湖沼環境の保全に関する重要事項
第二條中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第三條第一項中「第二十三條第一項」を「第二十四條第一項」に改め、「推移等」の下に「及び当該湖沼の周辺の自然環境の悪化等」を加え、「水質の保全」を「湖沼環境の保全」に改め、同条第七項中「及び第三項」を「第二項及び第四項」に、「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「関係市町村長」の下に「及び関係市町村の住民」を加え、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 都道府県知事は、前項の規定により関係市町村の住民の意見を聴くに当たつては、総理府令で定めるところにより、公聴会を開くものとする。

第三条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「水質の汚濁」を「湖沼環境の保全」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 関係市町村の住民は、都道府県知事に対し、前項の申出につき意見を述べることが出来る。

第四条第一項中「五年」を「三年」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 指定湖沼環境保全計画においては、次の事項を定めるものとする。

一 計画の目標及び期間
二 下水道及びし尿処理施設の整備に関する事項

三 汚濁負荷量の削減に関する事項
四 富栄養化の防止に関する事項

五 しゅんせつ、ばつ気その他指定湖沼の水質の保全に資する事業に関する事項
六 指定湖沼の周辺の自然環境の保全のための措置に関する事項

七 その他湖沼環境の保全のための措置に関する事項

第四條第四項中「及び関係市町村長」を「関係市町村長及び関係市町村の住民」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、前条第六項の規定を準用する。

第七條から第十二條までを次のように改める。

（湖沼特定施設の設置の許可）

第七條 指定地域において工場又は事業場から公共用水域（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。）に水を排出する者は、同条第二項に規定する特定施設（第十五條の規定により当該特定施設とみなされる施設を含む。第十六條第一項、第二十五條及び第三十八

条において同じ。)で政令で定める施設以外のもの(以下「湖沼特定施設」という。)を設置しようとするときは、総理府令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 工場又は事業場の名称及び所在地

三 湖沼特定施設の種別

四 湖沼特定施設の構造

五 湖沼特定施設の使用の方法

六 湖沼特定施設から排出される汚水又は廃液(以下「汚水等」という。)の処理の方法

七 排水(湖沼特定施設を設置する指定地域内の工場又は事業場から公共用水域に排出される水をいう。以下同じ。)の量(排水系統別の量を含む。)

八 排水の汚染状態(排水系統別の汚染状態を含む。)

九 その他総理府令で定める事項

3 前項の申請書には、当該湖沼特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を添付しなければならない。

4 都道府県知事は、第一項の許可の申請があつた場合には、遅滞なく、その概要を告示するとともに、前項の書面をその告示の日から三週間関係市町村の住民の縦覧に供しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の告示をしたときは、当該湖沼特定施設を設置に係る湖沼環境の保全について、他の関係都府県知事、関係市町村長及び関係市町村の住民の意見を聴かなければならない。この場合においては、第三条第六項の規定を準用する。

6 第三項の事前評価に関し必要な事項は、総理府令で定める。

(湖沼特定施設の設置の許可の基準)

第八条 都道府県知事は、前条第一項の申請に係る湖沼特定施設が次の各号のいずれかに該当するものであると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 廃棄物の処理を目的とする工場又は事業場に係るものであること。

二 当該湖沼特定施設からの汚水等の排出が湖沼環境の保全を図る上において著しい支障を生じさせるおそれがないものであること。

2 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請に係る湖沼特定施設が前項第一号に該当する場合においても、同条第一項の許可については、当該湖沼特定施設を設置することが環境に及ぼす影響について十分配慮しなければならない。

(湖沼特定施設に係る経過措置)

第九条 一の施設が湖沼特定施設となつた際現に指定地域においてその施設を設置している者(設置の工事をしていない者を含む。以下この項において同じ。)

又は一の地域が指定地域となつた際現にその地域において湖沼特定施設を設置している者であつて排水を排出するものは、当該施設について第七条第一項の許可を受けたものとみなす。

2 前項の規定により第七条第一項の許可を受けたものとみなされた者は、当該施設が湖沼特定施設となつた日又は当該地域が指定地域となつた日から三十日以内に、総理府令で定めるところにより、同条第二項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

(湖沼特定施設の構造等の変更)

第十条 第七条第一項の許可を受けた者は、その許可に係る同条第二項第四号から第七号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、総理府令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、総理府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、総理府令

で定める事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

3 第七条第三項から第六項まで及び第八条の規定は、第一項の許可の申請があつた場合に準用する。

4 第七条第一項の許可を受けた者は、第一項ただし書の総理府令で定める軽微な変更をしたときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(氏名等の変更)

第十一条 第七条第一項の許可を受けた者は、その許可に係る同条第二項第一号、第二号若しくは第八号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその許可に係る湖沼特定施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(承継)

第十二条 第七条第一項の許可を受けた者からその許可に係る湖沼特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該湖沼特定施設に係る当該許可を受けた者の地位を承継する。

2 第七条第一項の許可を受けた者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

3 前二項の規定により第七条第一項の許可を受けた者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第三十八条中「第十七条第二項又は第十八条第二項」を「第十條第四項、第十一條、第十二條第三項、第十八條第二項又は第十九條第二項」に改め、同条を第四十四条とする。

第三十七條中「第三十三條」を「第三十九條」に改め、同条を第四十三條とする。

第三十六條第一号中「第十六條第一項」を「第九條第二項又は第十七條第一項」に改め、同条第九條第二項又は第十七條第一項(第二十二條)を「第二十二條第一項(第二十三條)」に改め、同条を第二十二條とする。

四十二條とする。

第三十五條中「第十五條第一項又は第十七條第一項」を「第十六條第一項又は第十八條第一項」に改め、同条を第四十一條とする。

第三十四條中「第二十條第二項(第二十二條)」を「第二十一條第二項(第二十三條)」に改め、同条を第四十條とし、同条の前に次の一條を加える。

第三十九條 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第七條第一項又は第十條第一項の規定に違反した者

二 第十三條の規定による命令に違反した者

第三十三條を削る。

第三十二條中「第二十二條」を「第二十三條」に改め、第四章中同条を第三十八條とする。

第三十一條第一項中「同條第七項」を「同條第九項」に改め、「第七條第一項」を削り、「第十九條第一項(第二十二條)」を「第二十條第一項(第二十三條)」に改め、同条を第三十七條とし、第三十條を第三十六條とする。

第二十九條の見出し及び同條第一項中「研究」を「調査研究」に改め、同条を第三十五條とし、同条の前に次の一條を加える。

(監視、測定等の体制の整備)

第三十四條 国は、湖沼及びその周辺の自然環境の状況を把握し、並びに湖沼環境の保全のための規制の措置を適正に実施するために必要な監視、測定、試験及び検査の体制の整備に努めなければならない。

第二十八條を第三十三條とし、同条の前に次の一條を加える。

(指定湖沼管理基金)

第三十二條 指定湖沼及びその周辺地域の全部又は一部をその区域に含む地方公共団体は、指定湖沼の湖岸及び湖底の清掃及び整地その他これらに類する指定湖沼の維持管理の事業並びに指定湖沼及びその周辺地域の環境の保全に寄与する施設で当該地域に存するものの維持管理の事

業の適正かつ円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の基金として、指定湖沼管理基金を設けることができる。

第二十七条に見出しとして「資金のあつせん等」を付し、同条第一項中「水質の汚濁の防止」を「湖沼環境の保全」に改め、同条を第三十一条とし、同条の前に次の一条を加える。

（国の負担又は補助の割合等の特例）

第三十条 指定湖沼環境保全計画に定められた事業のうち別表に掲げる事業に係る経費に対する国の負担又は補助の割合（以下この条において「国の負担割合」という。）は、他の法令の規定にかかわらず、同表に定める割合の範囲内で政令で定める割合とする。

2 前項に規定する事業に係る経費に対する他の法令の規定による国の負担割合が、同項の政令で定める割合を超えるときは、当該事業に係る経費に対する国の負担割合については、同項の規定にかかわらず、当該他の法令の定める割合による。

3 第一項に規定する事業に係る経費につき前二項の規定による国の負担割合により国が負担し又は補助する場合における国の負担金若しくは補助金の交付又は地方公共団体の負担金の納付については、他の法令の規定にかかわらず、政令で、必要な特例を定めることができる。

第二十六条の前に見出しを削り、同条に見出しとして「（財政上の援助等）」を付し、同条中「助言」を「財政上の援助」に改め、同条を第二十九条とし、第四章中同条の前に次の一条を加える。

（勧告又は助言）

第二十八条 環境庁長官は、この法律の適正かつ円滑な運用を確保するために必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、必要な勧告又は助言をすることができる。

2 環境庁長官は、都道府県知事に対し、前項の勧告によつて採られた措置について報告を求めることができる。

第二十五条を削り、第二十四条中「汚水、廃液」を「汚水等」に改め、同条を第二十五条とし、第三章中同条の次に次の二条を加える。

（湖沼周辺環境保全地区）

第二十六条 都道府県は、条例で定めるところにより、指定湖沼の周辺の土地の区域のうち湖沼環境の保全上保全することが必要な自然環境を形成しているものを湖沼周辺環境保全地区として指定することができる。

2 都道府県は、湖沼周辺環境保全地区における前項の自然環境を保全するため、条例で定めるところにより、湖沼周辺環境保全地区内における工作物の新築、土地の形質の変更、木竹の伐採、土石の採取その他の行為につき都道府県知事の許可を受けなければならないものとする。

3 都道府県は、前項の規定に基づく条例の規定による処分によつて損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

（埋立て等についての特別の配慮）

第二十七条 都道府県知事は、指定湖沼における公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二條第一項の免許又は同法第四十二條第一項の承認については、第二條第一項の湖沼の特殊性につき十分配慮しなければならない。

2 前項の規定の運用についての基本的な方針に關しては、中央公害対策審議会において調査審議するものとする。

第二十三条第一項中「第七條第一項の政令で定める項目のうち政令で定める項目」を「同法第二條第二項第二号に規定する項目のうち化学的酸素要求量その他の項目で指定湖沼ごとに政令で定めるもの」に改め、同条第五項中「関係市町村長」の下に「及び関係市町村の住民」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、第三條第六項の規定を準用する。

第二十三条第六項中「第十四條」を「第十五條」に、「湖沼水質保全特別措置法第二十三條第

一項」を「湖沼環境保全特別措置法第二十四條第一項」に、「湖沼水質保全特別措置法第十四條」を「湖沼環境保全特別措置法第十五條」に改め、「同法第六條第二項中「第四條の二第一項の地域を定める政令の施行の際」とあるのは「一の地域が湖沼水質保全特別措置法第二十三條第一項に規定する総量削減指定地域となつた際」と、当該政令の施行の日」とあるのは「当該地域が総量削減指定地域となつた日」とを削り、「政令若しくは」を「政令、同法第二十四條第一項の総量削減指定湖沼を定める政令若しくは」に、「第三條第二項」を「第三條第三項」に改め、同条を第二十四條とする。

第二十二條後段を次のように改め、同条を第二十三條とする。

この場合において、第二十一條第三項中「第十六條第一項の規定による届出」とあるのは「第七條第一項の規定による届出」と、「第十八條第一項の規定による許可」と読み替へるものとする。

第二十一條を第二十二條とする。

第二十條第三項中「第十五條第一項の」を「第十六條第一項の」に、「第十五條第一項第四号」を「第十六條第一項第四号」に、「第十七條第一項」を「第十八條第一項」に改め、同条を第二十一條とする。

第十九條第二項を次のように改め、同条を第二十條とする。

2 都道府県知事は、前項の基準を定めるときは、公示しなければならない。これを變更し、又は廃止するるときも同様とする。

第十八條第一項中「第十五條第一項又は第十六條第一項」を「第十六條第一項又は第十七條第一項」に改め、同条第三項中「第十五條第二項」を「第十六條第二項」に改め、同条を第十九條とする。

第十七條第一項中「第十五條第一項又は」を「第十六條第一項又は」に、「第十五條第二項」を「第十六條第二項」に、「第十五條第一項第四号」を「第

十六條第一項第四号」に改め、同条第二項中「第十五條第一項第一号」を「第十六條第一項第一号」に改め、同条第三項中「第十五條第一項ただし書」を「第十六條第一項ただし書」に改め、同条を第十八條とし、第十六條を第十七條とし、第十五條を第十六條とする。

第十四條中「汚水又は廃液」を「汚水等」に改め、「第六條第一項及び」を削り、「湖沼水質保全特別措置法第三條第二項」を「湖沼環境保全特別措置法第三條第三項」に改め、「同項中」を削り、「湖沼水質保全特別措置法第十四條」を「湖沼環境保全特別措置法第十五條」に、「同法第三條第二項」を「同法第三條第三項」に改め、同条を第十五條とする。

第十三條中「第十條」を「第十三條」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加え、同条を第十四條とする。

水質汚濁防止法第五條から第十條まで、第十一條第一項から第三項まで及び第二十三條第三項から第五項まで（同法第五條、第七條、第八條、第八條の二、第十條及び第十一條に係る部分に限る。）並びに海洋汚染及び海上災害の防止に關する法律（昭和四十五年法律第三十六號）第三十七條第一項の規定は、指定地域において湖沼特定施設を設置する工場又は事業場から排水を排出する者に係る当該湖沼特定施設については、適用しない。

第十二條の次に次の一条を加える。

（違反に対する措置命令）

第十三條 都道府県知事は、第七條第一項の規定に違反して湖沼特定施設を設置した者又は第十條第一項の規定に違反して同項に規定する事項を變更した者に対して、当該湖沼特定施設の除却、操業の停止その他当該違反を是正するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

附則第一項の前の見出しを「（施行期日）」に改め、同項ただし書中「第三項及び第四項」を「第二項及び第四項から第六項まで」に改め、附則第

二項を削り、附則第三項を附則第二項とし、附則第四項中「湖沼水質保全特別措置法」を「湖沼環境保全特別措置法」に改め、同項を附則第三項とする。
 附則の次に次の別表を加える。

別表（第三十条関係）

事業の区分	国の負担割合の範囲
河川法第四条第一項に規定する一級河川の改良工事（政令で定めるものを除く。）	四分の三以内
砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防工事	四分の三以内
下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号及び第四号に規定する公共下水道及び流域下水道の設置又は改築	四分の三以内
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業のうち農業用排水施設の新設、廃止若しくは変更又は区画整理	百分の六十五以内
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第二項に規定する保安施設事業（政令で定めるものを除く。）	四分の三以内
都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第二項に規定する公園施設の新設、増設又は改築	十分の五・五以内
自然公園法（昭和三十三年法律第六十一号）第二条第六号に規定する公園事業で政令で定めるもの	十分の五・五以内

この修正の結果必要となる経費
 この修正の結果必要となる経費は、初年度約一億円の見込みである。

昭和五十九年七月二十七日印刷

昭和五十九年七月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局